

桑名市総合評価落札方式について

桑名市では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月1日施行）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月26日閣議決定）の理念を尊重し、公共工事の品質向上を図るとともに不良不適格業者の排除と優良業者の育成を図ることを目的として、下記のとおり総合評価落札方式を実施しています。

記

1 総合評価落札方式とは

価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、公共事業の質を高めるために、性能、機能、技術等、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価し、価格と品質を数値化した評価値が最も高いものを落札者とする方式です。

2 対象工事

建設工事を対象として発注の時期、工期、工事内容等を総合的に判断のうえ選定します。

※ 対象となる工事については、発注公告のその他欄に対象工事である旨を表示します。

3 評価方法等

(1) 総合評価落札方式のタイプ

簡易型および特別簡易型

(2) 評価項目、評価基準、配点

個々の工事ごとに施工場所、工期、工事内容等を考慮したうえで決定します。

(3) 落札(候補)者の決定方法

加算方式により評価値を算出します。

価格評価点に技術評価点（各評価項目に対し与えられた得点）を足し合わせた数値（評価値）の最も高い者を落札(候補)者とします。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点

①入札価格≧調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = \text{標準点(600点)} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

②入札価格<調査基準価格の場合

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} = & \text{標準点(600点)} \times \{ (1 - \text{調査基準価格} \div \text{予定価格}) \\ & + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \div \text{予定価格} \} \end{aligned}$$

(4) その他

詳細は、「桑名市総合評価落札方式ガイドライン」を参照してください。

桑名市総合評価落札方式ガイドライン

1. 対象工事

以下の(1)～(4)に該当する工事を対象工事として選定します。

(1) 総合的なコストに関する事項

入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事

(2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(3) 社会的要請に関する事項

環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して対策達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

(4) その他

上記以外に総合評価落札方式により執行することが適当な工事

2. 総合評価落札方式のタイプ

簡易型および特別簡易型

3. 入札方法

事後審査型条件付一般競争入札

4 落札(候補)者の決定方法

加算方式により評価値を算出します。

価格評価点に技術評価点（各評価項目に対し与えられた得点）を加算した数値（評価値）の最も高い者を落札(候補)者とします。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点

①入札価格≧調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = \text{標準点(600点)} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

②入札価格<調査基準価格の場合

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} = & \text{標準点(600点)} \times \{ (1 - \text{調査基準価格} \div \text{予定価格}) \\ & + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \div \text{予定価格} \} \end{aligned}$$

注1) 価格は全て税抜きとします。

注2) 価格評価点は、少数点第6位以下切り捨てとします。

注3) 調査基準価格は、別に定める「桑名市低入札価格調査実施要綱」別表第1の算定式より算出された価格（算出して得た価格に一万円未満の端数があるときは、当該端数を切捨てた価格）とします。

なお、この場合において、調査基準価格が予定価格（税抜き）の10分の7.5を下回るときは10分の7.5（予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た価格に一万円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた価格）とします。

注4) 技術評価点は、工事案件ごとに設定し、評価項目ごとに提案された内容に応じ付与します。

但し、技術力要件において標準案とみなされる提案は加算点を付与しません。

5 低入札価格調査制度について

総合評価落札方式で発注する案件については、併せて低入札価格調査制度を導入しています。

低入札価格調査制度の詳細については、別に定める「桑名市低入札価格調査実施要綱」を参照して下さい。

※ 対象となる工事については、発注公告のその他欄に対象工事である旨を表示します。

6 評価項目

工事案件ごとに施工場所、工期、工事内容等を考慮したうえで、評価項目及びその内容を定めます。

【評価項目の例】

項目分類	評価項目
地域要件	登録の所在地
企業要件	工事实績
	工事成績
	安全衛生管理
	地域・社会貢献度
	I S O認証取得等
技術者要件	配置予定技術者の施工経験
	配置予定技術者の保有資格
技術力要件	品質管理
	施工計画
	工程管理
	周辺環境
	特記課題
	ヒアリング

注) 技術力要件については、簡易型による場合のみの設定となります。

7 評価方法等

- (1) 技術提案等提出された技術資料は、総合評価落札方式技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において審査します。

なお、簡易型による場合は、技術提案内容についてヒアリングを実施します。

ヒアリングは、技術審査委員会において直接聴取りをしますので、必ず配置予定の主任(監理)技術者が出席して下さい。配置予定の主任(監理)技術者がヒアリングに出席しなかった場合は、無効とし入札に参加できません。

- (2) 評価手順は以下のとおりです。

- ① 絶対評価に係る部分（地域要件、企業要件、技術者要件）について、評価項目に対する点数を付けます。
- ② 相対評価に係る部分（技術力要件）について、技術提案を把握した後、ヒアリングを実施し技術審査委員会各委員において、評価項目に対する点数を付けます。

【技術力要件の例】

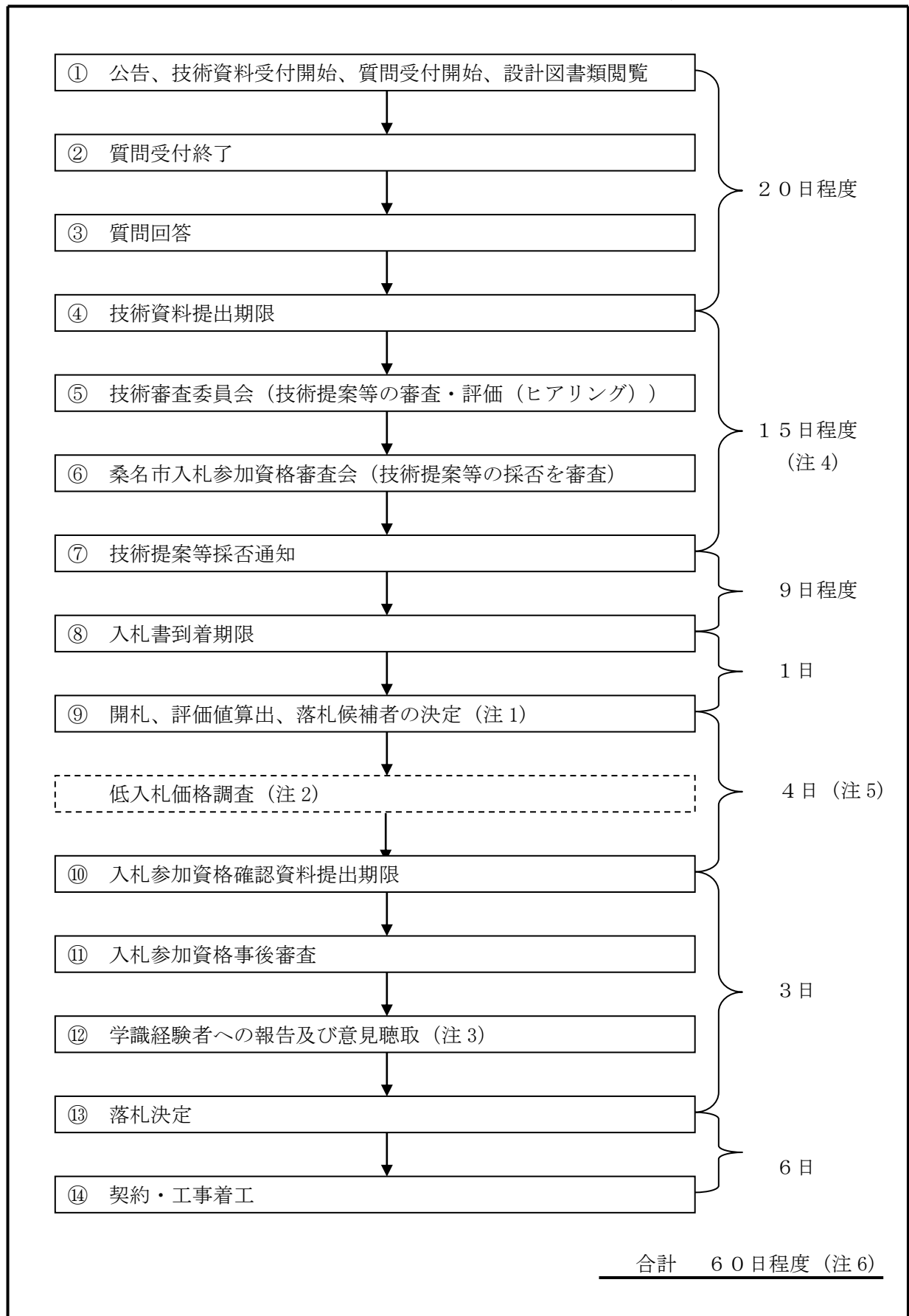
技術力要件(例)	評価基準(例)
品質管理	・ 品質の確保方法、管理方法が現場条件（地形、地質、環境、気象、地域特性等）を踏まえ適切になされているか。 ・ 重要な品質管理項目が記載されているか。 など
施工計画	・ 工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られるか。 ・ 現場条件（地形、地質、環境、気象、地域特性等）と整合した計画が立案されているか。 など
工程管理	・ 適切な工程管理又は工程短縮が図られているか。 ・ 施工上配慮すべき項目と対策が記載されているか。 など
周辺環境	・ 適切な安全対策、環境対策がされているか。 ・ 騒音振動の低減等、周辺住民への配慮がされているか。 など
特記課題	・ 課題に対して現場状況を踏まえた提案ができているか。 など
ヒアリング	・ 技術提案に関する説明が明快で、業務に対する取組意欲が強く感じられるか。 ・ 質疑応答を通じて、技術力が高いと判断されるか。 ・ 説明が分かりやすく、質問に対する応答が明快で、かつ迅速か。 など

注) 技術力要件については、工事案件ごとに設定します。

- ③ 技術審査委員会の各委員が技術力要件に対して付けた得点の合計を平均（少数点以下切捨て）し、入札参加者ごとに技術評価点(加算点)を算出します。
- ④ 開札後、各入札参加者の技術評価点および入札価格を基に価格評価点を算出し、最も評価値の高い者が落札(候補)者となります。但し、低入札価格調査の結果によっては、落札(候補)者とならない場合もあります。

注) 特別簡易型による場合は、①、④のみの手順となります。

8 公告から契約までの流れ



注1) 低入札価格調査を実施する場合は、落札候補者の決定を保留します。

注2) 価格その他の条件が本市にとって最も有利な者の入札価格が調査基準価格を

下回り、かつ、失格基準価格以上の場合、低入札価格調査を実施します。

但し、別に定める「桑名市低入札価格調査実施要綱」別表第3に示す見積内訳等の検討に係る判断基準により明らかに失格となる場合については、調査を実施することなく失格とすることがあります。

注3) 学識経験者が必要と判断した場合のみ実施します。(通常は省略)

注4) 特別簡易型による場合は、技術提案のヒアリングを要しないため1週間程度縮減されます。

注5) 低入札価格調査を実施する場合は、10日程度余分に日数を要します。

注6) 上記記載の日数は、土日・祝日を含む日数です。

9 入札参加方法等

(1) 入札参加方法

入札参加を希望する場合、総合評価に係る以下の技術資料の提出が必要となります。

- ① 技術資料届出書(様式第1号)
- ② 技術提案書(様式第2号)
- ③ 工事工程表(様式第3号) ※技術力要件に工程管理を提案した場合に必要
- ④ その他、工事案件ごとの入札説明書で示した評価項目に関する資料

注1) 技術力要件に工程管理を設定した場合のみ、③が必要となります。

注2) 特別簡易型による場合は、②及び③は不要です。

(2) 参加にあたっての注意事項

① 技術提案(技術力要件)について

ア 提案の無い場合は、入札参加できません。発注時の設計図書に基づく仕様(標準案)通りであっても必ず提案してください。

※ 提案が認められずに標準案での施工となった場合でも入札参加できるものとします。

イ 提案内容が不明瞭なもの、著しく具体性を欠くもの又は施工の確実性・安全性を欠くものは不採用(0点)とし、標準案どおり施工するものとします。

② 配置技術者の届出等について

配置予定の主任(監理)技術者を複数届出する場合は、配置技術者評価対象工事施工経験届出書(様式第5号)を技術者ごとに作成してください。

但し、技術者の工事実績の評価は、当該技術者の中で最も評価点の低い技術者で評価します。

なお、簡易型に係る複数届出の際は、ヒアリング実施時までに技術者を1名選任し、ヒアリング実施時に「ヒアリング出席者(配置予定技術者)届出書」を提出してください。

選任した技術者は、原則として、工事が完了するまで変更できません。他の工事を落札したことにより、配置できなくなった場合は、開札前までに辞退届を提出し、入札を辞退してください。辞退届の提出が無いにもかかわらず落札(候補)者となった場合は、当該入札を失格とし、指名停止等の措置を講じることがあります。

(3) その他

詳細は、発注公告とともに工事案件ごとの入札説明書で必ず確認してください。

10 技術提案等の採否

- (1) 入札書の提出期限の5日前までに、技術提案等の採否を通知します。

なお、技術提案が認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。また、技術提案が認められない場合は、標準案に基づく入札を行うものとします。（入札書については、技術提案等の採否を確認後、提出してください。）

- (2) 落札者の提案内容については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に提案内容を記載するとともに、提案内容の履行の確認を行います。

11 採否結果に対する説明要求

入札参加者は、採否通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（市役所の閉庁日を除く執務時間中。）に、書面（様式第7号）により、採否結果についての説明を求めることができます。

その場合、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内（市役所の閉庁日を除く。）に、書面（様式第8号）により回答します。

12 入札・審査結果の公開

- (1) 落札者が決定したときは、以下の項目を公表します。

- ① 入札参加者名
- ② 各入札参加者の入札金額
- ③ 各入札参加者の技術評価点
- ④ 各入札参加者の評価値

- (2) 入札参加者は、公表された評価値等について疑義がある場合は、書面（様式9号）により疑義の照会をすることができます。

その場合、書面（様式第10号）により、当該入札参加者に回答します。

13 提案内容の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではありません。

14 責任の所在とペナルティ

- (1) 受注者の行った技術提案が採用された場合であっても、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されないものとします。
- (2) 工事目的物について、性能等の提案内容が満たされない場合は、標準案以上のものであっても、受注者は、再度の施工義務を負うものとします。
- (3) 上記(2)の規定に関わらず、評価する項目の性格から、再度の施工が困難又は合理的でないと認められる場合、必要に応じ、契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことができるものとします。この場合において、指名停止等の措置を講じることがあります。

15 学識者の意見聴取

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ、以下の事項について学識経験者の意見を聴くものとします。ただし、②の基準に

より落札(候補)者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、あらかじめ、学識経験者の意見を聴いたうえで落札(候補)者を決定するものとします。)

学識経験者への意見の聴き取りは、三重県が設置する三重県公共工事総合評価意見聴取会において行います。

- ① 総合評価落札方式を行おうとするとき
- ② 落札者決定基準を定めようとするとき

16 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、桑名市総合評価落札方式実施要綱、事後審査型条件付一般競争入札実施要綱、桑名市低入札価格調査実施要綱、事後審査型条件付一般競争入札共通事項及び工事案件ごとの発注公告・入札説明書によるものとします。

【参考例】 簡易型（加算方式）

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 (少数点第6位以下切捨て)

標準点	：	600点	予定価格	：	100,000,000円
技術評価点の満点	：	200点	調査基準価格	：	80,000,000円
			失格基準価格	：	70,000,000円

	A 建設	B 建設	C 建設	D 建設	E 建設
入 札 価 格	84, 000, 000 円	80, 000, 000 円	77, 000, 000 円	82, 000, 000 円	75, 000, 000 円
価格評価点	96 点	120 点	129 点	108 点	135 点
技術評価点	180 点	150 点	140 点	170 点	140 点
評 価 値	276. 00000 点	270. 00000 点	269. 00000 点	278. 00000 点	275. 00000 点
順 位 等	2	4	5	1 (落札候補者)	3

大項目	中項目	小項目	配点	A 建設	B 建設	C 建設	D 建設	E 建設
企 業 要 件	工事实績	過去10年間の同種工事施工実績の有無	20点	20点	20点	20点	20点	20点
	工事成績	桑名市発注工事の過去 3 年間の平均工事成績	20点	20点	20点	10点	20点	10点
	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	5点	5点	0点	0点	5点	5点
	地域・社会貢献度	桑名市アダプトプログラムの活動実績の有無	5点	5点	0点	0点	5点	5点
		次世代育成支援活動実績の有無	5点	5点	5点	0点	5点	5点
		男女共同参画活動実績の有無	5点	5点	5点	5点	5点	0点
		障害者雇用実績の有無	5点	5点	5点	0点	5点	5点
	I S O 認証取得等	IS09001、IS014001、M-EMS	5点	5点	5点	5点	5点	0点
技術者要件	技術者の施工経験	過去10年間の同種工事施工経験の有無	30点	30点	20点	20点	30点	30点
技術力要件	品質管理	工事案件毎に設定	40点	30点	20点	30点	30点	20点
	周辺環境	工事案件毎に設定	40点	30点	30点	30点	20点	20点
	ヒアリング	業務への取組姿勢及び応答性	20点	20点	20点	20点	20点	20点
合 計			200点	180点	150点	140点	170点	140点